お　知　ら　せ

令和５年１０月１日の郵便物の特殊取扱料の改定に伴い、当庁宛ての債権差押命令申立事件について、予納郵券の組合せを下記のとおり変更します。

つきましては、１０月１日以前に申立てをする場合であっても、各種書類の発送が１０月１日以降となり、改定後の郵便料金がかかることがありますので、郵券は下記の組合せで予納してください。

なお、１０月１日以降に発令する債権差押命令等については、執行費用のうち送達費用として下記の合計金額が認められます。

おって、不明な点がありましたら、当係あてご連絡ください。

記

	第三債務者数				
	１名	２名	３名	４名	５名
500	5	8	11	14	17
120	1	1	1	1	1
100	2	4	6	8	10
94	1	1	1	1	1
84	2	3	4	5	6
63	1	2	3	4	5
50	1	2	3	4	5
1	1	2	3	4	5
合計	¥3,196	¥5,094	¥6,992	¥8,890	¥10,788

※　第三債務者が１名増えるごとに、１，８９８円分を加える。

（内訳：５００円×３枚、１００円×２枚、８４円×１枚、６３円×１枚、５０円×１枚、１円×１枚）

※　債務者が１名増えるごとに、１，２０４円分を加える。

（内訳:５００円×２枚、１２０円×１枚、８４円×１枚）

宮崎地方裁判所民事部民事執行係

ＴＥＬ：０９８５－６０－０３８９